

大学評価における判定基準について

1. 「認定」・「不認定」・「保留」の基本的な考え方

大学のさまざまな状況を踏まえて、大学評価判定委員会において「認定」「不認定」「保留」のいずれかの判定を行い、最終的に理事会の承認を得て決定する。「認定」の大学に付与する認定期間は、学校教育法に基づき、認証評価実施年度の4月1日から起算して一律7年間とする。「保留」後の再評価によって認定された場合も同様に、認証評価実施年度の4月1日から起算して一律7年間の認定期間を付与する。そのほかに「総評」で大学全体の状況についてコメントするとともに、基準ごとに「判定」「判定理由」「優れた点」「改善を要する点」「参考意見」を付す。「優れた点」では、長所として特記すべき事項や特色ある取組みをあげ、「改善を要する点」では、組織やその運営面で早急な改善を求める事項について指摘する。「参考意見」は、指摘した事項への対応を大学の判断にゆだねるものである。なお、認証評価の判定は、実地調査最終日までの活動状況を勘案して決定する。

認定：日本高等教育評価機構の大学評価基準を満たしていることを認定する

不認定：日本高等教育評価機構の大学評価基準を満たしているとは認められない

保留：日本高等教育評価機構の大学評価基準を満たしているか否かの判断を保留する

(1) 「認定」

- ・ 評価基準に示した11の「基準」をすべて満たしている場合

※ 「認定」の場合においても、重大な課題があると判断した場合などは、改善報告書の提出を求めることができる。

(2) 「不認定」

- ・ 11の基準のうち、満たしていない基準が1つ以上あり、一定期間（原則3年）内にその「基準」を満たすことが不可能であると大学評価判定委員会が判断した場合
- ・ 「保留」と判定された大学から、大学評価判定委員会が指定した一定期間（原則3年）内に再評価の申請がなかった場合
- ・ 評価の過程において、重大な虚偽報告や事実の隠ぺいなど社会倫理に反する行為が意図的に行われていることが判明した場合
- ・ その他、大学評価判定委員会が判断した場合

(3) 「保留」

- ・ 11の基準のうち、満たしていない基準が1つ以上あり、一定期間（原則3年）内にその基準を満たすことが可能であると大学評価判定委員会が判断した場合

- ・ その他、大学評価判定委員会が判断した場合

※ 「不認定」と「保留」の判定に当たっては、大学から提示された改善計画も参考にすること。

2. 基準ごとの判定の基本的な考え方

(1) 基準ごとの判定

基準ごとの「評価結果」は、基準項目ごとの評価の状況を勘案し、「基準△を満たしている」、「基準△を満たしていない」のいずれかで判定する。基準ごとの判定に当たっては、大学の沿革や現況を踏まえて、分野の特性、規模や地域性を考慮し、対象大学が掲げる建学の精神や使命・目的に沿った制度・システム等の整備・機能状況を中心に行うこととする。「基準△を満たしている」と判定ができるのは、全体として基準の要求がおおむね満たされていると判断できる場合とする。

(2) 判定理由の記述

各基準項目の充足状況を踏まえて、基準全体としての判定理由を記述する。

(3) 基準項目ごとの評価

対象大学の使命・目的等に照らして、基準項目ごとに、「優れた点」「改善を要する点」「参考意見」を記述する。基準項目の評価に当たっては、以下の考え方を参考として判断する。

| 制度・システムの整備・機能状況等 | 記述の目安 |
|--|--|
| 使命・目的に沿った制度・システム等が十分に整備されており、十分に機能している。 | 「優れた点」であげることができる。 |
| 使命・目的に沿った制度・システム等は整備されているが、あまり機能していない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「参考意見」で、問題点として指摘することができる。 ・不十分の度合いに応じて、「改善を要する点」として指摘することができる。 |
| 使命・目的に沿った制度・システム等の整備が不十分であり、ほとんど機能していない。 | 「改善を要する点」として指摘することができる。 |

- ・ 基準項目ごとの評価に当たっては、大学全体としての状況を勘案し判断する。その際、基準項目の内容により、学部、研究科ごと等の状況の評価が必要な場合には、それぞれの状況を踏まえて総合的に判断する。ただし、特定の学部等について特記すべき事項がある場合は、その内容を指摘する。